

1. 調査目的

初期環境調査は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成11年法律第86号）（以下「化管法」という。）における指定化学物質の指定について検討が必要とされる物質、社会的要因から調査が必要とされる物質等の環境残留状況の把握を目的としている。

2. 調査対象物質

平成21年度の初期環境調査においては、10物質を調査対象物質とした。調査対象物質と調査媒体との組合せは次のとおりである。

物質調査番号	調査対象物質	化審法指定区分	化管法指定区分		調査媒体		
			改正前	改正後	水質	底質	大気
[1]	2-アミノピリジン	第二種監視	第二種 4				
[2]	<i>o</i> -アミノフェノール						
[3]	酢酸ベンジル			第二種 20			
[4]	<i>o</i> -ニトロアニソール	第二種監視		第一種 311			
[5]	<i>m</i> -ニトロアニリン	第二種監視 第三種監視	第二種 55	第二種 69			
[6]	ニトロメタン	第二種監視		第一種 317			
[7]	4-ヒドロキシ安息香酸メチル			第一種 334			
[8]	<i>tert</i> -ブチル=2-エチルペルオキシヘキサノアート						
[9]	2- <i>tert</i> -ブチル-5-メチルフェノール	第二種監視 第三種監視		第一種 373			
[10]	4,4'-メチレンビス(2-メチルシクロヘキサミン)	第二種監視 第三種監視	第二種 79	第二種 97			

（注1）「化審法」とは「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号）をいう。以下同じ。

（注2）「化管法指定区分」における「改正前」とは平成20年11月21日の政令改正前の指定を、「改正後」とは同改正後の指定をそれぞれ意味する。